

草加市訪問介護相当サービス(独自)サービスコード表(国の基準)

令和4年4月サービス分から使用するコード

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	(1) 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1,176単位	90%	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 39単位	90%	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	(2) 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 2,349単位	90%	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 77単位	90%	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	(3) 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 3,727単位	90%	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 123単位	90%	123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	(4) 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者・要支援1・2 (1月内4回まで1回につき)268単位	90%	268	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	(5) 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ) 事業対象者・要支援1・2 (1月内5～8回まで1回につき)272単位	90%	272	
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	(6) 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ) 事業対象者・要支援2 (1月内9～12回まで1回につき)287単位	90%	287	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	(7) 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス) 事業対象者・要支援1・2 (1月内22回まで短時間の身体介護1回につき)167単位	90%	167	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90%		所定単位数の10%減算

※介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。

※給付率は利用者ごと設定された負担割合により異なります。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			1月につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算					
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算					
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	(8) 初回加算		200			
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	(9)-1 生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100			
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ	(9)-2 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200			
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	(10) 介護職員処遇改善加算					
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	90%			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	90%			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	(11) 介護職員等特定処遇改善加算					
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算	90%			
						イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算	90%	

※介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。

※給付率は利用者ごと設定された負担割合により異なります。